

鳥取県内  
中小企業対象  
参加無料

オンライン  
開催

令和6年改正育児・介護休業法対応

# 「柔軟な働き方」義務化対策セミナー

令和7年2月20日(木)13:30~15:15

(入室開始:13:15)

令和7年10月1日より、事業主にフルタイムでの柔軟な働き方を実現するための制度等\*の整備が義務化されます。

\*「始業時刻等の変更」「テレワーク等(10日/月)」「保育施設の設置運営等」「新たな休暇の付与(10日/年)」「短時間勤務制度」の中から2以上の制度を選択

—こんなお悩みはありませんか？

- ☑ 勤務時間・場所が違う社員との情報共有が難しそう..
- ☑ 制度を利用できない人との不公平感が生まれそう..
- ☑ 業態上、在宅勤務・フレックスなどの導入は難しい..

参加企業間で  
情報共有ができる  
グループワークも  
実施！



本セミナーでは、育児両立支援の好事例や具体的な運用方法を学びながら、円滑な制度導入と運用のヒントを見つけていただけます。

※カメラとマイクをオンにしてお話しできる環境からご参加ください。

## プログラム

1. R7年10月施行「柔軟な働き方の実現に関する措置」  
\*グループワークを含みます
2. 運用における課題と好事例紹介
3. お互い様の風土づくり  
\*グループワークを含みます

## 講師

高松太田社労士事務所

## 代表

たにがわ ゆき  
谷川 由紀 氏



厚生労働省委託事業「仕事と家庭の両立支援プランナー」「女性活躍推進アドバイザー」および中小企業基盤整備機構の「よろず支援拠点コーディネーター」等の業務を担当し、四国エリアを中心に約500社を超える企業に“働きやすく、長く働き続けられる会社”づくりを目指した支援を行う。

● 定員:15名(先着順)

## ● 対象

県内中小企業の総務・人事ご担当者、経営層の方

お申込み・問合せ先



鳥取県 男性育休取得促進

とっとり電子申請システムで申請(右のQRコードよりお申込みください。)又は

とりネット掲載の参加申込票(Excelファイル)に記載のうえ、雇用・働き方政策課までメールでお申込みください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/320884.htm>

<申込期限>令和7年2月14日(金)



(R7.1作成)

介護も育児も両立できる職場、つくれます

# 男性育休専門家支援

申込期限 令和7年  
3月14日(金)

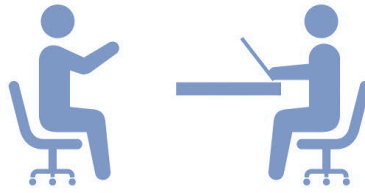
(上限30社)

無料

社員に休みた  
いと言われた  
ときに備えて  
やることリスト  
を作りたい



働きやすい制度をもっと利用  
してほしい。どんな案内をした  
らいい?



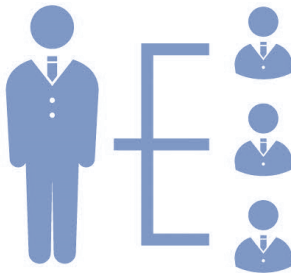
法改正の対応  
漏れがないか  
確認したい



引継準備は大変。  
楽にできる方法  
はあるの?

給付金・助成金の  
申請が複雑。わか  
りやすく教えてほ  
しい!

職場のフォロー  
体制はどうやっ  
たら作れるの?



じっくり取組みたい企業様には専門家が継続支援します(最大4回、5社まで)

## STEP 1

## STEP 2

## STEP 3

### ①申込み



鳥取県  
ホームページ

鳥取県公式HPからとっとり電子申請システムで企業情報、相談したいこと等を入力(対象従業員がない場合も申込可)

### ②専門家の選定 日程調整



受託者(株式会社ハーモニーワークス)が、申込企業の従業員や規定の状況等を聞き取り、専門家を選定・日程調整。

### ③専門家の 無料相談



所要時間は60分~90分(1回限り)  
原則オンラインで、申込企業の状況に応じて相談内容にアドバイス。  
※ 専門家にお支払いする謝金、旅費は県が負担

お申込み

鳥取県ホームページ

<https://www.pref.tottori.lg.jp/315119.htm>

問合せ先

鳥取県商工労働部雇用人材局 雇用・働き方政策課

電話:0857-26-7647

電子メール:koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp



鳥取県 男性育休取得促進

